

**檜葉町における事後モニタリングの状況とフォローアップについての地権者説明会  
主な質問・回答**

開催日時：平成 26 年 9 月 27 日（土）午前 10 時から

開催場所：いわき明星大学 人文系館 3-101 教室

出席者：環境省福島環境再生事務所 放射能汚染対策課 加藤課長 他

参加者：33 名（仮置き場地権者数 182 名）

質 問		回 答	
Q1	仮置場の契約については、当初 3 年という約束であったが、除染仮置場の借地延長については周辺住民の理解を得るべき。	A1	仮置場周辺の住民の理解を得られるよう町と相談し、ご理解頂く方法を考えていく。
Q2	仮置場に保管している除染廃棄物の搬出時期について。	A2	今後、中間貯蔵施設の地権者説明会を経て用地を確保していくという状況。これを踏まえてどのくらいの時期に搬出できるかわかった時点で、周知させて頂く。また、中間貯蔵施設への搬出に向け、早急に輸送基本計画・輸送実施計画を取りまとめる予定。取りまとめた内容は順次お知らせしていく。
Q3	仮置場の借地延長に伴い、すぐに帰町できない場合の近隣家屋について、解体して建て替える考えはあるのか。	A3	今後は、1 年ごとの契約とし、搬出・原形復旧完了まで更新継続をお願いしたいので、その都度、まずは家屋の状況を確認し状況を把握させて頂くようにしたい。
Q4	契約書の内容が変わった際には詳しく地権者に説明してほしい。	A4	契約内容については、わかりやすく丁寧にご説明させて頂く。
Q5	説明会をもっと早く開催すべきではなかったか。	A5	説明会が遅くなったことについてはお詫び申し上げる。
Q6	除染後に環境省に相談した内容について環境省は引き続き対応するのか。	A6	ご相談頂いた内容は記録に残し把握しているので、今後具体的に個別に対応していく。ご要望の内容も変わる場合もあると思われるので立会の機会があればその際にもおっしゃって頂きたい。
Q7	避難指示を解除し檜葉町で生活できる基準は設けているのか。	A7	避難指示解除には 3 つの要件がある。 1. 年間被ばく線量が 20mSv 以下。 2. インフラ等の復旧と除染の十分な進捗。 3. 自治体、住民との十分な協議。 このことを受けて、田村市と川内村の一部は解除が決定された。
Q8	未同意者の除染は今年度中に全て終わるのか。	A8	同意取得は順次行っている。 現在 24 名が未同意者となっているが、今後も町と環境省が連携しながら同意取得を進めていく。なお、同意取得後速

			やかに除染を実施する。
Q9	仮置場の除草について。	A9	仮置場管理に支障が無いよう除草を実施することとしており、現在、除草作業を実施している。
Q10	一時的に除染仮置場へ家屋解体で出た廃棄物を仮置きする計画だが、その廃棄物についてはいつ搬出するのか。	A10	家屋廃棄物仮置場の完成については3月末となっているが、供用可能な部分が完成し次第搬出を開始する。予定としては、概ね来年1月を予定している。
Q11	災害廃棄物の再生利用については。	A11	事業者が受入れ可能な線量の木くず等はボード材料等として、コンクリート、金属類は建設資材等として再生利用している。
Q12	除染ではぎ取った土は再利用するのか。	A12	まずは中間貯蔵施設へ運搬する。その後の再利用については中間貯蔵施設において、研究等を進めていく。
Q13	津波被災を受けた田んぼの客土を行うのか。	A13	町の災害復旧事業の中で、田については耕土厚が15cmになるまで客土を実施すると承知している。
Q14	フォローアップ除染の基準を示してほしい。	A14	一律の基準ではなく個別に状況を調査して対応していく。
Q15	中間貯蔵施設内に全ての廃棄物の収容は可能なのか。	A15	十分に収容可能な容量となるよう施設設計をしている。